

間伐団地の設定に向けて

平成20年10月23日、陸前高田市森林組合主催により、矢作町第13区地区の森林所有者を対象にした座談会が開催され、13名の森林所有者にお集まりいただき、間伐団地による森林整備の進め方等の話し合いを振興局も参加して行いました。

当地区を選定した理由は、林業に対して熱心な地域であることと9齢級の人工林がまとまって存在しており、森林整備補助金を活用するためには、緊急に団地設定を行い施業を実施する必要があるためです。

団地設定の最低要件 100ha

(うち間伐必要面積 50ha)に係る森林所有者数は20数名で、所有形態は個人、共有、団地で構成されています。

座談において、「経費が掛かっても是非間伐を行って欲しい」、「今間伐を行わないと山がダメになる」、「自分の代で立派な林にする必要がある」等の意見をいただいたことから、今後振興局では、①森林現況調査(境界確認)③施業提案書作成及び提示④協定締結⑤施業実施等の手順により早期の間伐実施に向けて森林組合と協力して取り組むこととしております。



(座談会の様子)



: 矢作町第13区公民館)